



佐賀労働局発表
令和4年11月29日

報道機関各位

【照会先】

佐賀労働局労働基準部賃金室
室長 川浪 盛雄
賃金指導官 山下 恵美子
(電話) (0952) 32-7179 (直通)

佐賀県特定最低賃金を改定

～令和4年12月16日から順次発効～

佐賀労働局(局長 重河真弓)は、県内における3産業の特定最低賃金を11月16日から11月30日までの間に下記のとおり改正決定し、陶磁器・同関連製品製造業をはじめとして12月16日から順次発効します。

また、佐賀労働局では、令和4年度における中小企業に対する最低賃金引上げ支援のための「業務改善助成金」の活用について併せて周知広報に努めることとしています。

記

業種		時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	改正決定日 (公示日)	発効日
特定 最低 賃金	陶磁器・同関連製品製造業	854	32	3.89	令和4年11月16日	令和4年12月16日
	電気機械器具製造業関係	900	33	3.81	令和4年11月24日	令和4年12月24日
	一般機械器具製造業関係	929	33	3.68	令和4年11月30日	令和4年12月30日

引上率は小数点以下第3位を四捨五入しています。

(参考)

佐賀県最低賃金	853	32	3.90	令和4年9月2日	令和4年10月2日
---------	-----	----	------	----------	-----------

別添資料

- 別添1 佐賀県最低賃金額及び特定最低賃金額の推移
- 別添2 特定最低賃金の決定・改正までの過程
- 別添3 Webで確認!最低賃金+助成金 特設サイトのお知らせ

佐賀県最低賃金額及び特定最低賃金額の推移

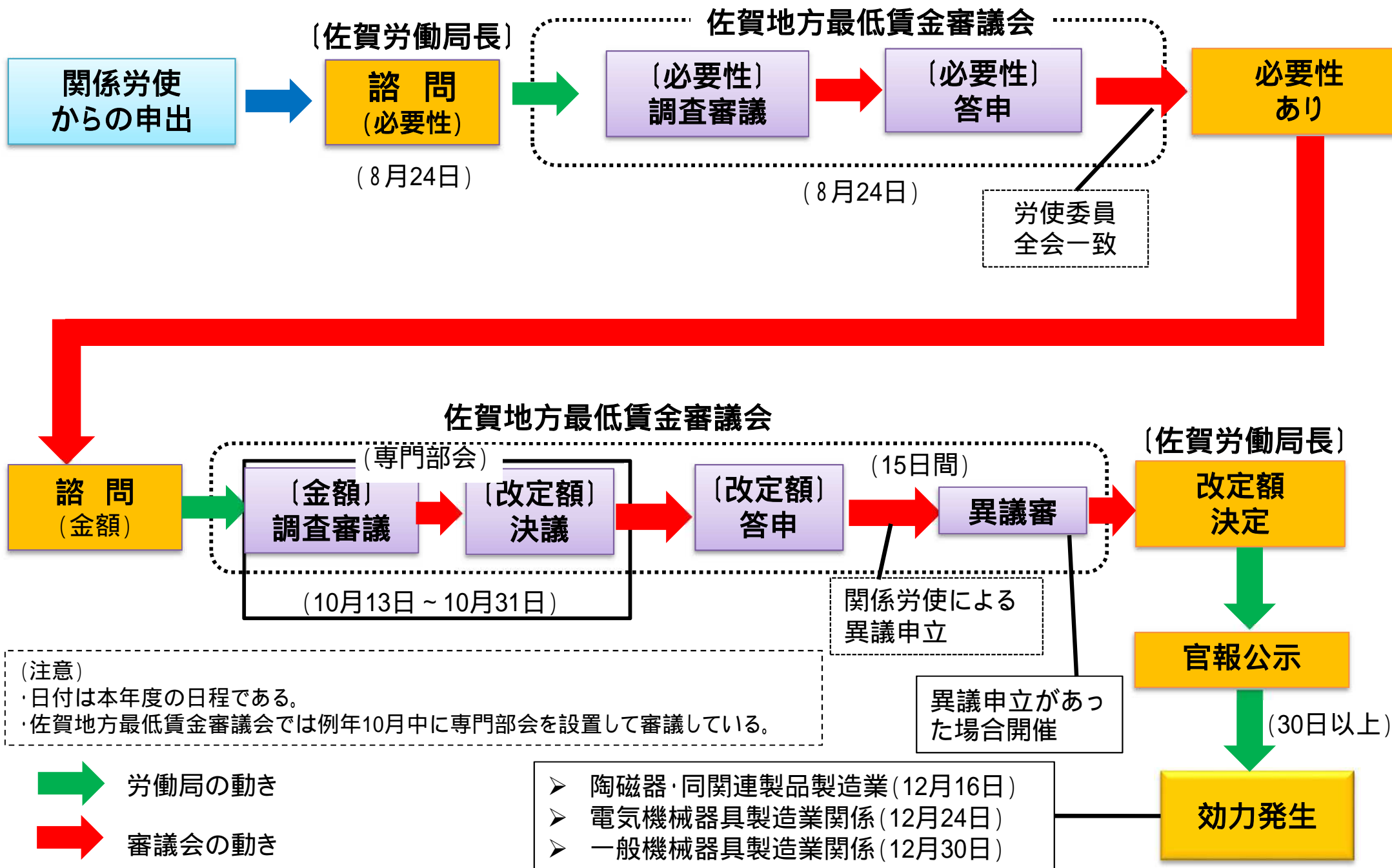
(単位：円)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
一般機械器具製造業関係	時間額(円)	761	770	782	795	810	827	847	867	870	896	929
	引上げ額(円)	6	9	12	13	15	17	20	20	3	26	33
電気機械器具製造業関係	時間額(円)	725	734	746	760	774	795	816	836	839	867	900
	引上げ額(円)	6	9	12	14	14	21	21	20	3	28	33
陶磁器・同関連製品製造業	時間額(円)	654	665	679	695	716	738	763	791	793	822	854
	引上げ額(円)	7	11	14	16	21	22	25	28	2	29	32

佐賀県最低賃金額	時間額(円)	653	664	678	694	715	737	762	790	792	821	853
	引上げ額(円)	7	11	14	16	21	22	25	28	2	29	32

令和4年度特定最低賃金の決定・改正までの過程

別添 2



Webで確認!

最低賃金 + 助成金

特設サイトのお知らせ

必ずチェック最低賃金

検索

<https://pc.saiteichingin.info/>

Click



必ずチェック 最低賃金

☑ 使用者も
☑ 労働者も

Google 提供

検索

文字サイズ

小 中 大

必ずチェック 最低賃金

☑ 使用者も
☑ 労働者も

調べたい都道府県をクリック!

調べたい都道府県をクリックするとここに最低賃金が表示されます。

あなたの賃金は大丈夫?
比較チェック

UP! 中小企業の最低賃金の上げを支援!
業務改善助成金のご案内

ポイント! 最低賃金
最低賃金全国一瞬
中小企業支援事業
FAQ よくあるご質問



ひと、くらし、みらいのために

佐賀労働局